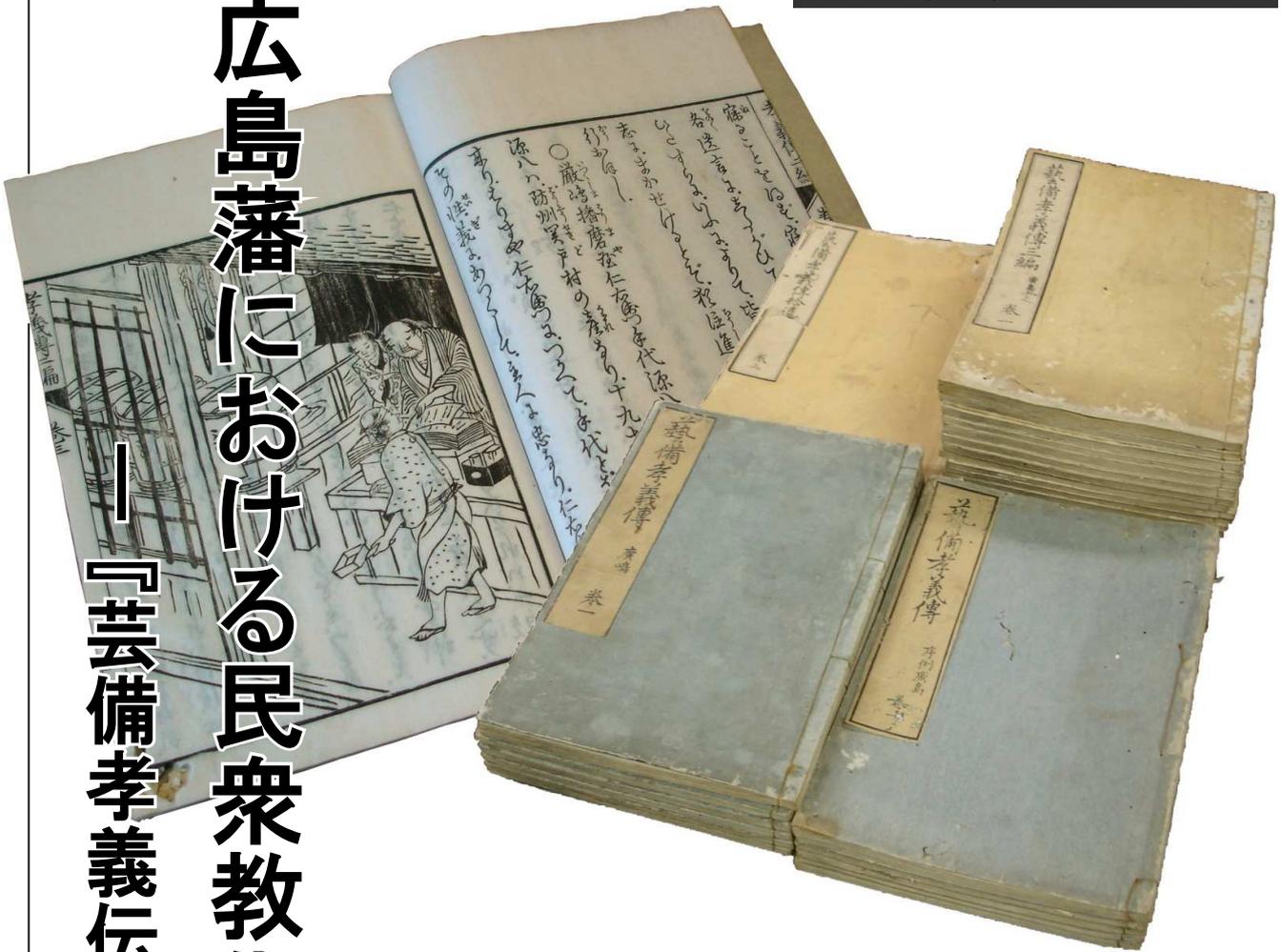


広島藩における民衆教化と孝子奇特者褒賞

『芸備孝義伝』と『教訓道しるべ』



社会を統治する者が、庶民の道德に関心を寄せることは、強弱の差はあれ、古今東西、普遍的に見られることであろう。日本の場合、江戸時代後半になると、幕藩領主権力が、どのような庶民道德を望ましいと考えたのか、また、そのためにどのような施策をとっていたのかが具体的に分かるようになる。

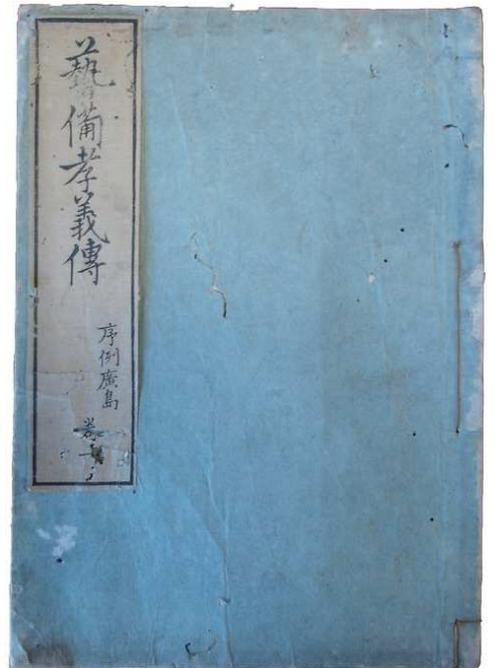
広く見られたのは、望ましい行いをした者を賞して褒美を与えるということであり、次いで、そのような者たちの行状を記した書物を編纂することも行われた。寛政元年(一七八九)、幕府が諸国に命じて孝義者の調査と報告を命じ、その成果を五〇巻の『孝義録』にまとめたのはその例である。

広島藩でも、幕府とはほぼ同じ時期に、同様の試みがなされ、『芸備孝義伝』として結実した。また、庶民の持つべき道德を平易に記した『教訓道しるべ』という書物も編纂された。どちらも庶民に読み聞かせるために領内に頒布されており、村役人を勤めた家に伝来していることが多い書物である。

また、孝子奇特者の褒賞も続けられているが、藩当局は単に該当者を褒賞するだけでなく、毎年、どこに誰がどのような理由で褒美をもらったのかを、領内に広く知らせている。「これも、領主の側が、封建社会に生きる民衆を望ましい方向へ道德的に教化しようとする施策のひとつであった。」

芸備孝義伝

広島藩から褒賞された領内の孝子奇特者の略伝を載せた書物。広島藩が儒者に命じて編集させたもので、享和元年(1801)に出版された初編を皮切りに、二編・三編・拾遺と続き、全部で35冊が上梓された。平易な和文で書かれており、漢字には適宜、振り仮名がついている。また、挿絵も多い。行状が掲載された孝子奇特者は全部で832人余であり、地域別に編集されている。



『芸備孝義伝初編』(右：表紙, 下：内容の一部)

初編は、頼春水・杏坪が藩主重晟の命で編纂し、寛政9年(1797)に脱稿した。発行は少し遅れて享和元年(1801)である。全9巻から成り、明暦から寛政までの孝子奇特者220人の行状を載せている。挿図は岡岷山が描いている。

下図は、広島城下紙屋町漆屋新七に仕えた六兵衛が主家に尽くしたことを書いた部分。





『芸備孝義傳二編』(左:表紙, 中:中扉, 下:内容の一部)

二編は全7巻で、186人の行状を載せる。文化3年(1806)に発行。挿
図を描いたのは太田午庵。

下の図では、豊田郡戸野村惣次郎兄弟が母親に孝養を尽くしたと書い
ている。

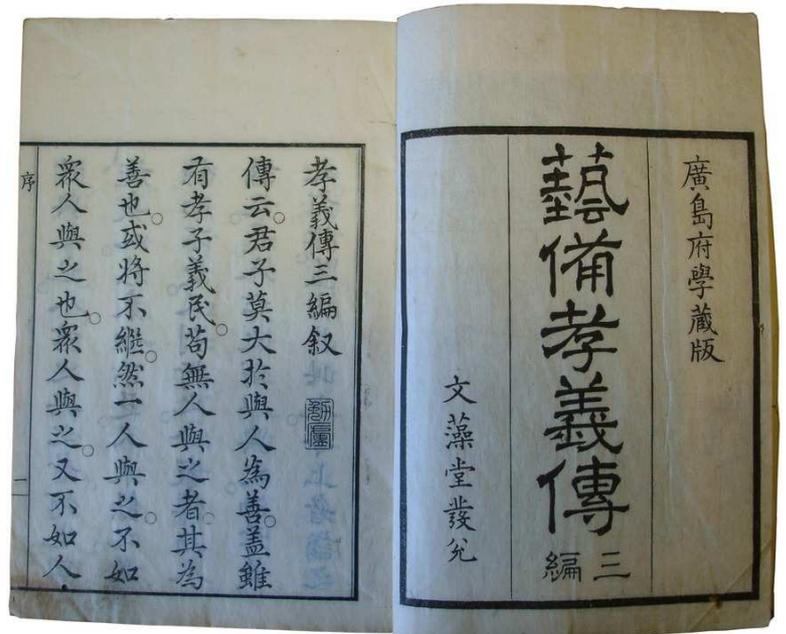




『芸備孝義傳三編』(左：表紙，中：中扉，下：内容の一部)

三編は藩主^{なりかた}齊賢の命で金子^{そうざん}霜山・加藤^{そうろう}棕廬が編集し、天保14年(1843)に発行される。全17巻と最も巻数が多く、全部で390人余の行状を載せる。挿図を描いたのは、絵師の^{やまのしゅんほうさい}山野峻峰齋。

下の図では、御調郡^{うづつと}宇津戸村の二平が善行を施したことを書いている。





『芸備孝義伝拾遺』(左：表紙，中：中扉，下：内容の一部)

拾遺は上下2巻。初編・二編から漏れた36名を載せ、弘化元年(1844)に発行された。三編と同じく、山野峻峰斎が挿図を描く。

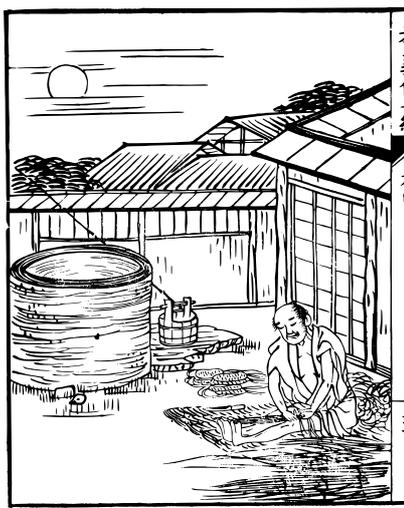
下の図は、三原町の惣兵衛妻まさが、夫の看病をしながらよく働いた様子を書いた部分。



芸備孝義伝に載せられた挿絵には、江戸時代後期の庶民の様々な暮らしが描かれている。



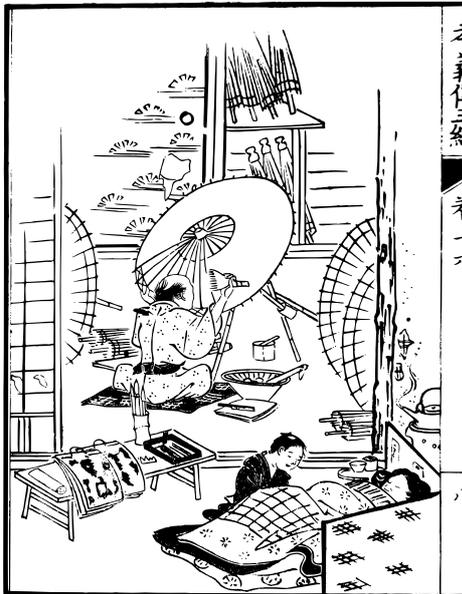
学者の塾で講釈を聞く
（『芸備孝義伝二編』巻六、尾道土堂町富吉屋市兵衛）



藁で草履を編む（『芸備孝義伝二編』巻四、上中野村藤四郎）



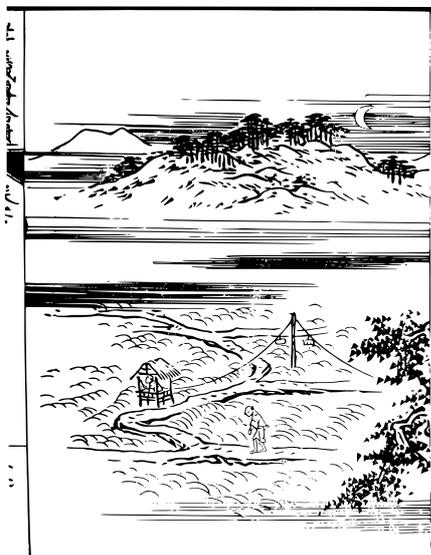
主家の跡取り息子に読み書きを教える
（『芸備孝義伝二編』巻二、瀬戸島太郎平手代忠兵衛）



傘張り（『芸備孝義伝三編』巻十六、五日市胡町仙次郎）



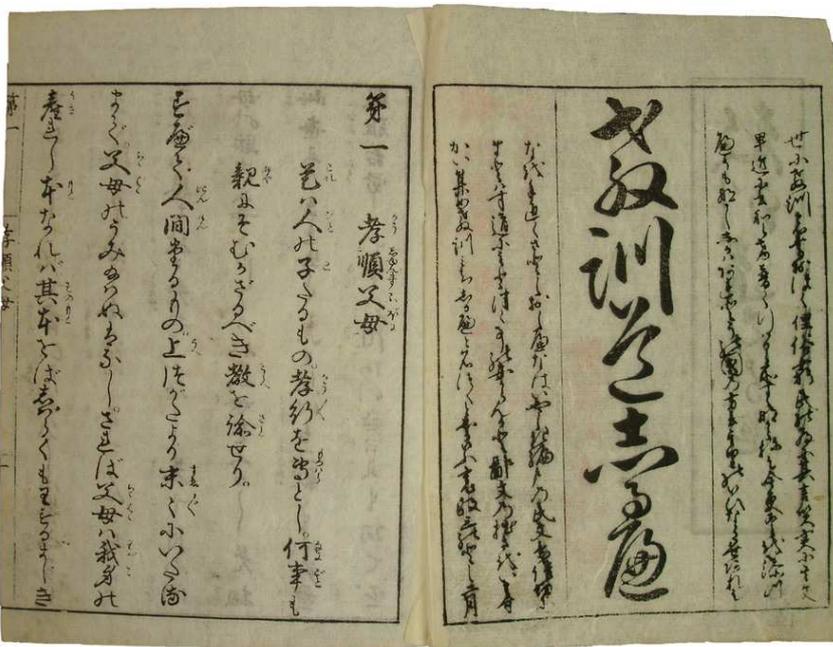
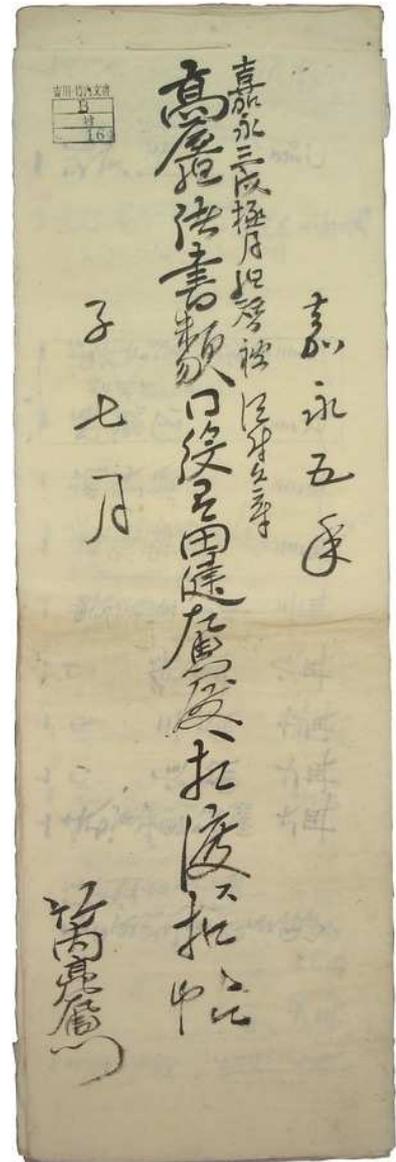
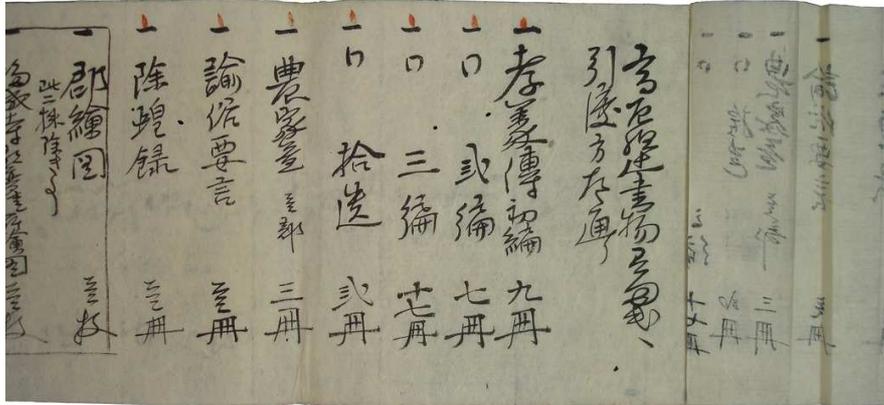
綿打ちをする（『芸備孝義伝三編』巻十、荻路村しん）



収穫前の田に仮屋を立て、夜ごと見張りをして猪の被害を防ぐ
（『芸備孝義伝拾遺』巻下、福田村新右衛門夫婦）

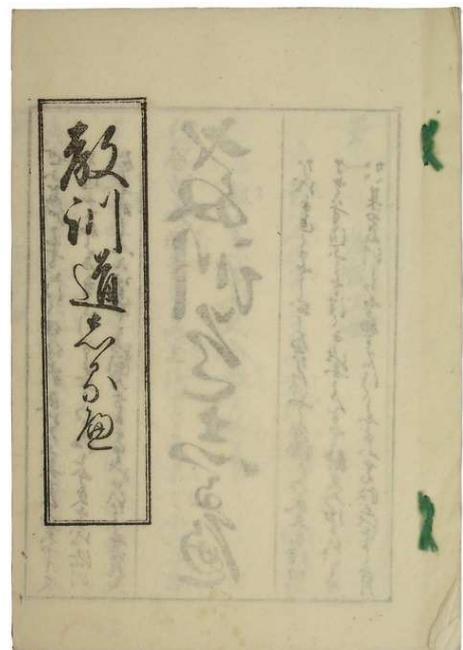
高屋組御書類同役有田健左衛門殿へ相渡す扣帳 嘉永5年(1852) 竹内家文書

これは、賀茂郡高屋組の割庄屋が交替した時に作成された文書等の引継目録。『芸備孝義伝』が初編から拾遺まで35冊引き渡されている(割庄屋は複数の村を統括する村役人)。これによって『芸備孝義伝』が、割庄屋の職務に付随する「公有物」であったことが知られる。



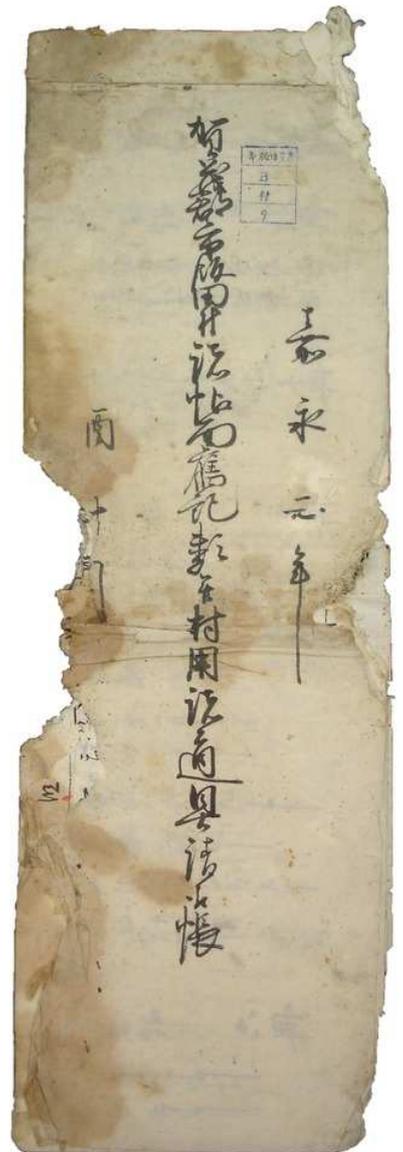
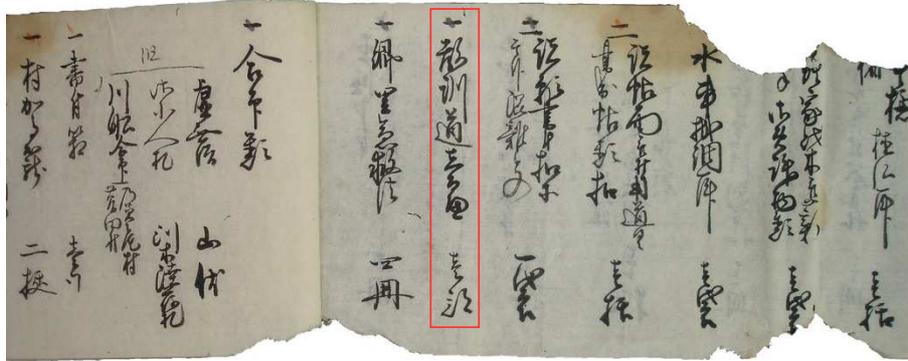
『教訓道しるべ』

民衆に読み聞かせるため、広島藩が寛政年間に印刷・発行して町村役人に配布したものである。『芸備孝義伝』とは異なり、具体的な事例を書いたものではなく、「孝順父母(ふばにこうじゅんにす)」、「尊敬長上(ちょうじょうをそんきょうす)」、「和睦郷里(きょうりをわぼくす)」、「教訓子孫(しそんをきょうくんす)」、「各安生理(おのおのせいりをやすんず)」、「勿作非為(ひいをなすことなかれ)」という抽象的な六つの徳目を掲げたものである。挿絵などもついておらず、文字だけの教訓書であるが、寺子屋の教材にも利用された。



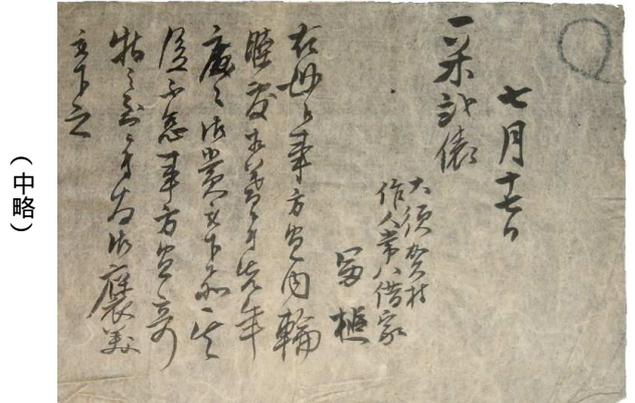
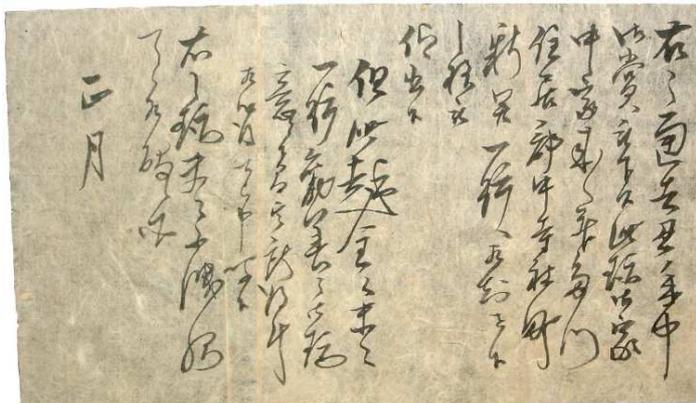
賀茂郡市飯田村諸帖面旧記類并村用諸道具請取帳 嘉永2年(1849) 市飯田区有文書

賀茂郡市飯田村の庄屋が交替した時に作成された文書等の引継目録。『教訓道しるべ』が1部書き上げられている。割庄屋の『芸備孝義伝』と同じく、庄屋にとっては『教訓道しるべ』が役目に付属する「公有物」であった。



態申遣入 (孝子奇特之者ならびに父母存生当月中に様子可申候こと) 深井家文書

幕末頃になると、広島藩は、以前に褒賞した孝子奇特者がその後、存命であるかどうかを調査するようになる。この調査が、何を直接の目的としていたのかは判然としないが、『芸備孝義伝』の編纂が終了したところから、定例化したものらしい。



〔丑年中領内孝子・奇特者褒美米銀下渡二付達書〕 極楽寺文書

丑年(おそらく慶応元年)に、広島藩領内で褒賞に預かった者を書き上げて家中・領内に通達した文書。全体は貼り継いだ長い文書で、全部で14名が掲げられている。褒賞の理由として多いのは、父母への孝養である。

図録掲載資料解説文

■『芸備孝義伝初編』（2頁下図）

もりそだて居たりしに其家また類焼したり、六兵衛猶たゆま
ずして力を尽し、また家つくりしてぬり物もとのごとくあき
なふ、渠給銀のさだめもなく身にはうるさきものの三着ていさゝか
もいとふ色なく、たゞひたすらに主の家をおもんず、寛政元年八月
十五日、銀をたまはりその忠勤を賞せらる、六兵衛ことし七十四、主に
つかふることに五十年に及びぬ、また清須屋甚三郎がうちに茂助
勘八とて二人あり、茂助八佐伯郡甘日市の産なり、勘八八沼田郡
中調子村より出たり、ミなよく主につかふるよしきこえてともに
賞かうふるといふ

■『芸備孝義伝二編』（3頁下図）

をもちとねんごろになしける、寛政九年十二月八日
米五俵をたまはる

豊田郡

戸野村惣次郎兄弟

惣次郎・与三八は兄弟ながら母につかへて考勤なり、
父八はやく身まかり、母八老て病にふし身をいたみ
足たゝずなりけるを、兄弟心をつくしてこれにつかへ
けるが、事しげくして八おもふにまかせずとて惣次郎ら八
村の長たりしか、それをわび申て役をまぬかれ、また

■『芸備孝義伝三編』（4頁下図）

父二平にかくと告しかバ二平聞きて汝年わかきに
よくも心をつけたり、早く持ゆきて贈るべしといひけれバ
兄の政右衛門もまたいそぎ庫へゆき典没の綿襖
ありしをとり来りてこれをもおくらせけるとぞ、二子
かゝる善行のあるを見ても父二平が人となり推て
しるべし、文政四年巳の六月、二平に鳥目五貫文を
下され年来のをほめ給ふ
中野村與兵衛同弟儀三次
與兵衛・儀三次八源助が子なり、母八はやく身まかり

■『芸備孝義伝拾遺』（5頁下図）

まさ八賀茂郡竹原町彦右衛門が女にて西地方惣兵衛が
妻となれり、女の業に精しくよく夫にかしづきその
睦じきこと類まれなり、惣兵衛八染匠の仲間といふを
業としかすかに世を渡りけるが後中風を病ミ手足
痠痺けれバ、まさ日夜傍を去らず看病に心をつくし
生計に身を砕きけれど家のわびしさ八日にせまり
けれバますく裁縫ふことをつとめわづかなる銭を得て
夫が食物その好にしたがひてすゝめ四五年の病中
かつて怠なく懇に保ち養ひける、されバ七八年この

■『教訓道しるべ』(7頁下図)

世に教訓の書おほく俚俗窮民の為に其言質実其文
卑近に書わらけ普く行八るゝ所すくなからねは今更ことを添つ
へうもなし、しか八あれとつこの国の方言其里のいひなら八せあれば
教訓道しるへ

なを手近くさとしおしへなはいやしき編戸の民文意語切に
まと八す道にもとつく事の安からんかと鄙文の拙きをいはす
かい集め教訓道しるへと名つくとしかいふ、寛政三のとし二月

第一 孝順父母

是八人の子たるもの孝行を専とし何事も

親にそむかざるき教を諭せり

すべて人間たるもの上つがたより末々にいたる

まで父母のうみ給八ぬはなしされば父母八我身の

産れし本なれバ其本をばしバラくももわするまじき

■態申遣ス(孝子奇特之者ならびに父母存生当月中に様子可申候こと)(8頁中図)

態申遣ス

一孝子奇特之者

御賞以後当年迄七ヶ年二

相当候者共父母存生罷在候

もの共其方共組合村々

相しらへ有無共当月中二

様子可申者也

西 山県郡

正月 御役所

割庄屋

祐平

同 貞四郎

同 林兵衛

同

■〔丑年中領内孝子・奇特者褒美米銀下渡二付達書〕(8頁下図)

七月十七日

一米貳俵

大須賀村

作人常八借家

富槌

右母江事方宜内輪

睦敷相暮二付先年

度々御賞被下候所、其

後不怠事方宜奇

特之至二付為御褒美

被下之

(中略)

右之通去丑年中

御賞被下候、此趣御家

中家来く并多門

住居郡中寺社町

新開一統へ相知せ候

之様被

仰出候

但此趣主々末々

一統勸善之御趣

意二候間、其所得斗

相心得可被申聞候

右之趣夫々不洩様

可被相触候、以上

正月